

農家の皆様へのお知らせ



幸手市農業者物価高騰対策補助金のご案内

物価高騰の影響を受ける農業者に対し、農業経営の下支えを図ることを目的に、**農地中間管理機構（以下「農地バンク」という。）**を介して貸借された借受農地面積に応じて補助金を交付します。

交付対象者及び交付予定額

■交付対象者

農地バンクを介して農地を借り受けた農業者

※市内在住の農業者又は市内に事業所を有する農業法人等に限ります。

■交付予定額

農業者1人（1経営体）につき、農地バンクからの**借受農地面積 10 アール（1反）あたり 4,000 円**【1,000 円未満切り捨て】

※**交付対象となる借受農地面積は、令和7年10月31日時点で以下の①②の要件を満たす借受農地の合計面積となります。**

- ①農地バンクを介した**貸借契約が締結済みの借受農地**
- ②農地バンクを介した**貸借契約の申込書類が市に受理された借受予定農地**

個別相談会（農地バンクの申込手続き）

農地バンクを介した農地の貸借契約の締結を希望される地権者又は耕作者のみなさまを対象に、**個別相談会を8月4日（月）から10月31日（金）までの間、開催**いたします。

※**完全予約制**となるため、**下記問合せ先までお電話にて御予約**ください。

※農地バンクのお申し込み手続きのため、相談日当日は**印鑑と通帳を御持参**ください。

交付申請方法

■交付申請書等の送付

交付対象者（農地バンクを介して農地を借り受けた農業者）には、12月上旬に「交付申請書」と「交付予定額や申請に必要な書類などを記した通知」を市からお送りいたします。

※令和7年12月末日までに、市からの通知が届かない場合には、下記問合せ先まで御連絡ください。

■交付申請期間

令和8年1月5日（月）から同年2月13日（金）まで

問合せ先

幸手市役所 農業振興課 農業振興担当

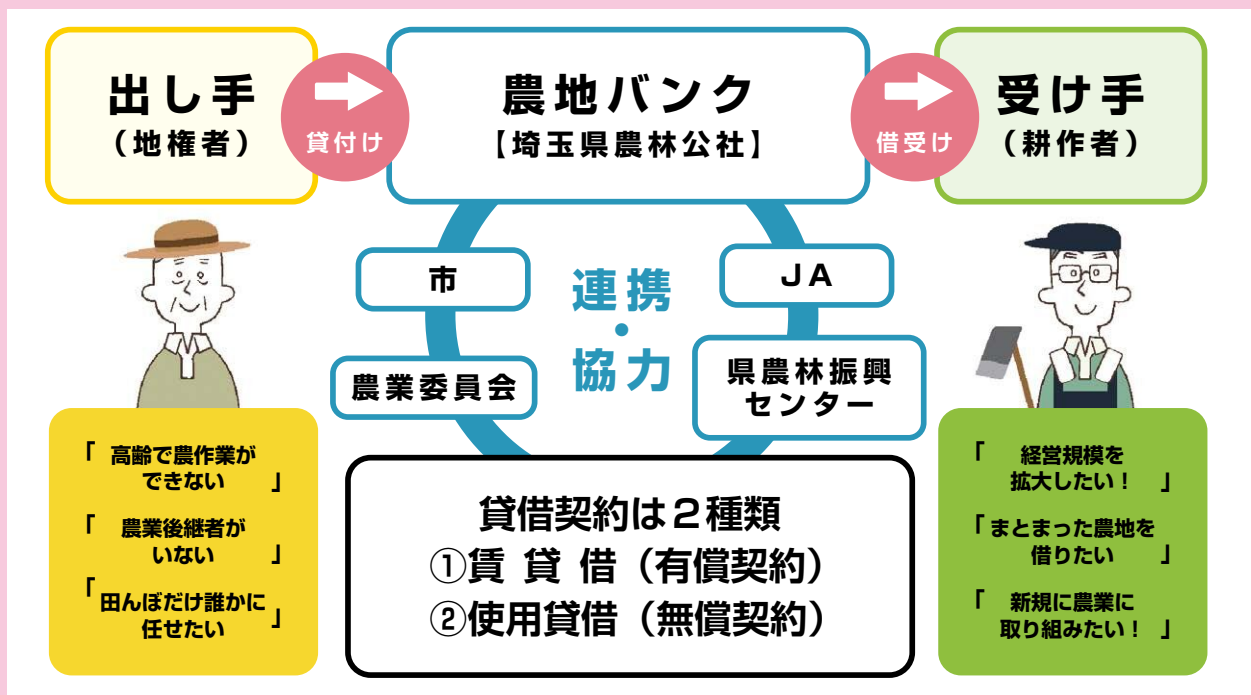
電話：0480-43-1111（内線：533） 住所：幸手市東 4-6-8

農地バンクのご案内

◆農地バンクとは

農地バンクとは、都道府県毎に一つ設置されている**公的機関**で、埼玉県では**公益社団法人 埼玉県農林公社**が**指定**を受けています。

農地バンクは、地権者と耕作者の間で農地バンクを介した貸借契約の締結に関する合意がある場合に、「**農地の中間的受け皿**」として、地権者から農地を借り受け、合意のあった耕作者に農地の貸し付けを行っています。



◆地権者（出し手）のメリット

①現耕作者が耕作の継続が難しくなった場合のサポートが受けられます

現耕作者が耕作を継続できなくなった場合、地域計画に基づき、農地バンクや市が新たな耕作者を御紹介します。このため、所有農地が将来にわたって保全されます。

②契約期間満了後は農地は返却されます

農地バンクに貸し付けた農地は、契約期間満了後に必ず地権者に返却されます。なお、契約期間満了後も貸付の継続を希望される場合には、再貸付も可能です。

③税制の優遇措置が適用されます

農地バンクに農地を貸し付けた場合、税金の優遇措置が受けられます。

ア 所有する全農地を新たに農地バンクを介して貸し付けた場合、農地バンクに貸し付けた農地の固定資産税が1/2に軽減されます。

(10年以上の貸付は3年間、15年以上の貸付は5年間、固定資産税が軽減されます。)

イ 相続税・贈与税の納税猶予を受けている場合、納税猶予の適用農地を貸借しても、農地バンクを介した貸借であれば納税猶予が継続されます。

※詳しくは、市（農業振興課）までお問合せください。

農地バンクの利用方法

★所有農地を自ら耕作している場合



- ①所有農地を農地バンクに貸し付ける
- ②農地バンクから所有農地を自ら借り受ける
- ③所有農地の耕作を継続
- (④将来、所有農地の耕作の継続が困難となった地権者は、市へ相談)
- (⑤④の相談があった場合、農地バンク・市等が連携し新たな耕作者を紹介します)

★他者に農地を貸し付ける場合



- ①地権者と耕作者の間で農地バンクを介した貸借契約の締結に関する相談・合意
- ②市へ農地バンクを介した貸借契約の申込手続き
- ③地権者は農地バンクへ農地を貸し付け、耕作者は農地バンクから農地を借り受ける
- (④将来、耕作の継続が困難となった現耕作者は市へ相談)
- (⑤④の相談があった場合、農地バンク・市等が連携し新たな耕作者を紹介します)

◆耕作者（受け手）のメリット

①農地の集積・集約化の促進に繋がります

現耕作者が耕作の継続ができなくなった場合、地域計画に基づき、農地バンクや市から耕作を希望される方に当該農地に関する情報が直接提供されるため、農地の集積・集約化を図ることができます。

②農地の借り受けにかかる事務が省力化されます

相対契約から農地バンクを介した貸借契約に切替えることで、契約書類や賃料等の支払いをまとめることができ、事務の省力化を図ることができます。

よくあるご質問



Q1 農地バンク以外の方法で農地の貸借はできますか？

A1 農業経営基盤強化促進法の改正により、「利用権設定（相対契約）」が廃止となり、令和7年4月から「農地バンクを介した権利設定」に一本化されたため、農地法第3条による手続きを除き、地権者と耕作者が直接、農地の貸し借りを行うことはできなくなりました。

Q2 農地バンクを活用した場合、農地バンクから耕作者に対し耕作農地の交換などを依頼されることはありますか？

A2 農地バンクから耕作農地の交換を御依頼することはありません。
ただし、耕作者双方から耕作農地の交換について相談があった場合には、御相談に応じます。

Q3 農地バンクを活用する場合、地権者又は耕作者に手数料が請求されることはありますか？

A3 地権者、耕作者ともに、農地バンクから手数料を請求されることはありません。無料で活用いただけます。

Q4 農地バンクにおける賃料を金納ではなく、米などの物納とすることは可能ですか？

A4 農地バンクにおける賃料については、金納のみとなります。
なお、使用貸借契約の場合には無償（賃料はなし）となります。

Q5 農地バンクの貸借契約の期間に制限はありますか？

A5 契約期間は10年を推奨しておりますが、原則6年以上となります。

Q6 自らが耕作する所有農地がありますが、農業者物価高騰対策補助金の交付対象となりますか？

A6 農地バンクを介して所有農地をご自身で借り受けられた場合に限り、農業者物価高騰対策補助金の交付対象となります。

Q7 農業者物価高騰対策補助金は、耕作する借受農地が使用貸借契約であっても交付対象となりますか？

A7 農地バンクを介した貸借契約であれば、有償貸借契約又は使用貸借契約のいずれも農業者物価高騰対策補助金の交付対象となります。

Q8 すでに農地バンクを介して借り受けた農地がありますが、農業者物価高騰対策補助金の交付を受けようとする場合、必要な手続きはありますか？

A8 農地バンクを介した貸借契約が締結済みの借受農地については、契約更新以外の手続きは不要となります。なお、相対契約されている農地については、農地バンクを介した貸借契約の手続きを行っていただく必要がございます。

Q9 農業者物価高騰対策補助金の交付を受けるためには、いつまでに、農地バンクを介した貸借契約の手続きを行う必要がありますか？

A9 令和7年10月31日（金）までに、市に、農地バンクを介した貸借契約に係る申込書類を御提出ください。農地バンクの申込書類については、市が作成しますので、8月4日から10月31日までの間、開催する個別相談会をご利用ください。